狛江市土地開発公社規程第１号

狛江市土地開発公社の役員等の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年９月24日

狛江市土地開発公社理事長　平林　浩一

狛江市土地開発公社の役員等の報酬に関する規程の一部を改正する規程

令和７年９月16日
規程第１号

狛江市土地開発公社の役員等の報酬に関する規程（昭和49年規程第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

（旅費）
第３条　役員等が公務のため出張したときは、旅費を支給する。
２　前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とする。
３　前２項の規定による旅費の額及び支給方法については、狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第２号）及び狛江市一般職の職員の旅費に関する条例（平成元年条例第10号）の例による。

別表（第２条関係）

区　　分	報酬（日額）
評　議　員	円 9,400
監　　事	12,600
特別職から任命された職員	－
一般職から任命された職員	－

改　正　前

（旅費）
第３条　役員等が公務のため出張したときは、旅費を支給する。
２　前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。
３　前２項の規定による旅費の支給方法については、狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第２号）及び狛江市一般職の職員の旅費に関する条例（平成元年条例第10号）の例による。

別表（第２条関係）

区　　分	報酬（日額）	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
		宿泊を要する場合	宿泊を要しない場合		
評　議　員	円 9,400	円 3,000	円 1,500	円 15,000	円 1,000
監　　事	12,600	3,000	1,500	15,000	1,000
特別職から任命された職員	－	3,000	1,500	15,000	1,000
一般職から任命された職員	－	2,400	1,200	13,500	1,000

改　正　後	改　正　前

付　則

この規程は、公布の日から施行する。